

〈研究論文〉

ドイツ中等教育段階のキャリア移行支援に対する 商工会議所の関与

— バーデン＝ヴュルテンベルク州での
教育パートナーシップの実践に着目して—

藤 田 駿 介

ドイツ中等教育段階のキャリア移行支援に対する 商工会議所の関与

—— バーデン＝ヴュルテンベルク州での
教育パートナーシップの実践に着目して ——

藤 田 駿 介

1. 研究の目的と方法

ドイツ連邦においては、生徒に対するキャリア移行支援を行うために、長期に渡って企業による協力が不可欠なものとして位置づいてきたといえる。近年では職業訓練の文脈のみならず、広く学校教育において企業との連携が図られているが、その顕著な事例として、学校と企業の間で締結され、書面での両者の合意に基づいた関係の構築をねらいとした「教育パートナーシップ (Bildungspartnerschaft)」の推進が挙げられる。これは経済諸団体の協力を含みながら締結されるものであり、教育パートナーシップ下においては、企業の協力によって多様な実践が実現することとなる。本研究では、その中でも早期より州レベルでの合意の下で教育パートナーシップが推進されてきたバーデン＝ヴュルテンベルク州 (以下、BW 州) を対象に、締結に際して重要な位置づけを担っている商工会議所 (Industrie- und Handelskammertag)⁽¹⁾ の役割と、当該機関が関与しながら継続的に機能している連携体制の特徴について明らかにすることを目的とする。こうした着目の背景には、以下で論じるような状況がある。

教育パートナーシップによるキャリア移行支援の目的の一つとして、職業・進学オリエンテーション (Berufs- und Studienorientierung)⁽²⁾ への貢献を挙げることができる。これは、ドイツにおけるキャリア教育といえ、連邦職業教育研究所 (Bundesinstitut für Berufsbildung) に

よれば、自身の関心やコンピテンシー、目標を身につけることができる若者と、彼らが志向する職業世界の要求といった二つの側面の再調整のプロセスの習得に寄与するものであると説明されている⁽³⁾。近年の動向としては、各州文部大臣会議 (Kultusministerkonferenz) (以下、KMK) が 2017 年に「学校でのキャリア教育に関する勧告 (Empfehlung zur Beruflichen Orientierung an Schulen)」を決議し、その中ですべての学校においてキャリア教育を位置づけ発展させることを求めており、実際に各州での取り組みとその変革が確認できる⁽⁴⁾。

こうした職業・進学オリエンテーションの実施に際しての、学校における座学を中心とした理論の教授と企業実習をはじめとする具体的な実践の架け橋として、先の教育パートナーシップが寄与している⁽⁵⁾。現在では諸州において締結推進が図られる中でも、とりわけ BW 州においては、2008 年に「BW 州における学校と企業の教育パートナーシップの拡充に関する合意 (Vereinbarung über den Ausbau von Bildungspartnerschaften zwischen Schulen und Unternehmen in Baden-Württemberg)」に至っており、他州と比較して早期より州政府の協力のもと当該パートナーシップが推進されてきた。教育パートナーシップの締結及び推進に関しては複数の地域諸機関の協力のもと実現しているが⁽⁶⁾、先の合意の 2 年半後には BW 州内の 75 % 以上の学校が締結に至っており、このうちの 70 % は商工会議所の仲介によるものであった⁽⁷⁾。このように締結に携わった数量の側面からは当該機関の役割の大きさが見て取

れる。さらには、現在BW州のみならず、ドイツ商工会議所（Deutscher Industrie- und Handelskammertag）が連邦レベルで各地商工会議所の教育パートナーシップへの関与の方針を示していることから⁶⁸、商工会議所を中核的な対象として検討することは注目に値する。

ここで、「学校」の射程を詳述するとともに、その設定理由を述べる。2008年の合意以前の教育パートナーシップの多くは、ハウプトシューレやレアルシューレといった、生徒の多くがデュアルシステムへ移行するような学校種が主たる対象であった。しかしながら、現在ではその対象は「継続一般学校（allgemeinbildende weiterführende Schule）」⁶⁹として言及されるように、中等教育段階全体へと変化している。この点において着目すべきは、ギムナジウムを教育パートナーシップ締結の対象として明確に包含している点である。その背景として、近年のドイツにおけるギムナジウムを取り巻く職業・進学オリエンテーションに関する状況の変化が挙げられる。当該学校種に関しては、大学入学資格であるアビトゥーアの取得者に対してもデュアルシステムへの移行可能性が開かれているような進路の多様な選択肢を有する状況や、大学進学後の学生の中退率の高さが課題となっていることに鑑みて、従来希薄であった同学校種での職業・進学オリエンテーションの必要性が認識され始めている⁷⁰。そうした実態を踏まえ、本研究が着目するBW州では1994年に改訂されたギムナジウムの教育計画（Bildungsplan）において、進学と職業の選択を自立して決定し、労働及び経済世界に責任を持って参加することを目指す旨が明記された。これを受けて「一般教育ギムナジウムにおける職業・進学オリエンテーション（Berufs- und Studienorientierung am allgemein bildenden Gymnasium：BOGY）」⁷¹として職業・進学オリエンテーションの体系化が試みられているなど、その対象は中等教育学校全体に拡張されてきた。こうした普通教育が施されるギムナジウムを「学校」の射程に収めて検討することは、日本の中等教育段階に対する示唆を可能にし得る。

研究意義としては以下の二点が挙げられる。一つは、ドイツ商工会議所の方針のもと各地商工会議所の関与した教育パートナーシップの推進が連邦全域で目指されている中で、学校や企業と連携したキャリア移行支援に際して商工会議所の実際の活用可能性と活用意義について示唆を得る点、もう一つは、企業や事業所との強い関わりを持つ類似の地域諸機関に対して、教育パートナーシップのさらなる推進に向けた汎用的な方策の提示に示唆を得る点である。この二点目に関しては、日本においてもキャリア移行支援に際して商工会議所が学校と企業・事業所との連携に一定程度の役割を果たしているという実態⁷²に鑑みれば、日独での商工会議所の位置づけや、学校教育の制度的あるいは慣習的な差異が存在しながらも、日本の現状に対して示唆的である。

2008年の合意以降におけるBW州の教育パートナーシップに関する研究としては、例えばAudick（2012）⁷³がその実態と成果について整理しているものの、連携体制に関する詳細な分析は行われていない。また、2019年のBW州の専門家会議の報告⁷⁴で教育パートナーシップに関しての成功要因は提示されるが、当該報告では商工会議所の役割との関係性の検討は不十分である。このほか、Horvat et al.（2020）⁷⁵がBW州の学校と企業の連携を検討しているが、教育パートナーシップは範疇に入っていない。このようにBW州において商工会議所が媒介組織として一定期間に渡って機能しながらも、これまで十分に分析されていないといえる状況がある。これに鑑み、その連携体制の特徴を明らかにすることは、ドイツのみならず世界的にもキャリア移行支援に際して学校と産業界との連携が求められている状況に対し、当該支援の推進に一定の貢献を果たし得る。

以上より、設定される研究課題・方法は以下の通りである。第一に、商工会議所が刊行する一次資料の検討を中心にBW州において教育パートナーシップが推進された経緯について言及した上で、その目的及び実施要件を整理する。第二に、教育パートナーシップに関わる学

校と企業の連携において商工会議所の果たす役割を明示し、その連携体制についての分析を行う。これに際しては、2019年10月に筆者がBW州にてギムナジウムX校のA教諭と、シュツトガルト商工会議所の教育パートナーシップ担当のB氏に対して実施した聞き取り調査の結果も踏まえつつ論じる¹⁶⁾。

2. 分析枠組みの設定

BW州の商工会議所に関しては、2008年の合意によって教育パートナーシップへの関与が一層明確なものになったが、本研究の目的の達成に向けては、商工会議所を学校と企業の組織間媒介組織（以下、媒介組織）として位置づけ、その機能に着目した分析を行う。山倉（1993）¹⁷⁾は、媒介組織の性格として、①構成組織間の情報交換の円滑化をはかること、いわば組織間の共通問題についての情報交換の「場」をつくること、②単なる情報交換のみならず、ネットワークの「中心」であることにより、組織間の意思統一をはかり、共同行動を確保すること、③組織間の機能的つながりにとどまらず、組織間の価値的つながりをつくり出すこと、すなわち「われわれ意識」や信頼感といった、目に見えないものを醸成すること、といった3点の特徴を挙げており、これは教育パートナーシップにおける商工会議所の実態と合致する。

組織論の文脈においては、Aldrich（2008）¹⁸⁾は組織間関係を捉えるために①「公式化 (formalization)」、②「強度 (intensity)」、③「互酬性 (reciprocity)」、④「標準化 (standardization)」から構成される尺度を提唱している。この枠組みの特徴としては、単なる二組織間での関係性に留まらず、その間に存在する媒介組織の関与を包含している点であり、この点で商工会議所を媒介組織として捉える本研究の目的と合致する。故に、これらを参照し分析を行うことで商工会議所の役割と連携体制の特徴の析出を試みる。このうち、①「公式化 (formalization)」に関しては、①-a.「同意の公式化」において連携体制の基礎枠組みを、①-b.「構造的公式化」において媒介組織としての商工会議所の役割を

浮き彫りにする。さらに②「強度 (intensity)」の下位項目として、②-a.「関係資源の総計」を設定し、教育パートナーシップにおける学校と企業に関しての量的な実態を、同様に②-b.「交流の頻度」においては、連携の維持・改善に向けた各アクターの関与の程度を検討する。また、Aldrichは③「互酬性」に関して、「取引における資源が双方の組織に平等に移動するか、片方に一方的に移動するかの程度」と定義される「資源互酬性」と、「取引の要件が相互に合意されている程度」と定義される「定義的互酬性」という下位項目を設けている。本研究においては、当事者の合意の下に資源の移動が生じるという想定のもと双方を統合して用い、連携体制における学校と企業の利益として一般化し検討する。最後に④「標準化」については、「取引における個々の資源組織の類似の程度」と定義される「組織の標準化」と、「他の組織との取引の手続きにおける類似の程度」と定義される「手続きの標準化」によって構成されているが、これを商工会議所が媒介組織として位置づく学校・企業間連携体制に照合させた場合、「資源組織」は学校と企業にあたり、相互の主体に類似性を求める必要性はない。また、取引を行う他の組織は当該事例において学校と企業以外に想定していないことから、④「標準化」の尺度は本研究における分析枠組みとして設置する必要はない。これらを踏まえ、本研究においては教育パートナーシップの実態に即し、表1の通り、3次元5項目の観点からBW州の事

表1 「連携体制の分析枠組み」

① 公式化	a. 同意の公式化：二つの組織間の取引が、公式な認可及び法的あるいは行政上の承認を受けている程度。
	b. 構造的公式化：組織間媒介組織が二つ以上の組織の関係間において果たす役割の程度。
② 強度	a. 関係資源の総計：取引や関係に関与する組織の資源の規模。（機会、ヒト、モノ、場所。）
	b. 交流の頻度：絶対的数値／相対的数値の双方において、二つの組織間の会議等におけるコンタクトの数。
③ 互酬性	当事者の認識を含む、相互の利益の程度。

（出典：Aldrich（2008）を一部改変し作成。）

例分析を試みる。

3. 教育パートナーシップに関する商工会議所の関与

(1) 教育パートナーシップの展開と実施要件

まずは、教育パートナーシップの展開と実施要件について概観する。BW州では後述する教育パートナーシップに関する合意が成立する以前から、学校と企業が個別にパートナーシップを締結する事例が存在していたが、その締結率は中等教育段階全体に及ぶものではなかった。加えて、企業からは、生徒数の減少に伴う職業世界への人材の供給不足と、若者の基礎能力の欠如や職業イメージの不明瞭さという点についての課題が挙げられた⁽¹⁹⁾。このような状況を背景として、2008年には「BW州における学校と企業の教育パートナーシップの拡充に関する合意」が結ばれ、教育パートナーシップの締結の推進が目指された。当該合意に関しては、2012年に「BW州における学校と企業の教育パートナーシップのさらなる拡充に関する合意 (Vereinbarung über die Weiterentwicklung von Bildungspartnerschaften zwischen Schulen und Unternehmen in Baden-Württemberg)」として改訂がなされた際に、教育パートナーシップの目的に関する記述に一部変更はみられた⁽²⁰⁾が、その方向性に大幅な変化はなかった。それ以降の動向としては、2019年に「BW州における学校と企業との10年間の教育パートナーシップ—新たな衝撃 (10 Jahre Bildungspartnerschaften zwischen Schule und Unternehmen in Baden-Württemberg – neue Impulse)」という宣言のもとに新たな実践例が示されている。とりわけ当該文書で注目すべきは、教育パートナーシップ開始からの10年間によって、その位置づけが確立されたと指摘されている点であり、高い評価と実践の定着が確認できる。教育パートナーシップを締結している学校は、2008年当初では約20%に過ぎなかったものの⁽²¹⁾、現在では95%に至っているように⁽²²⁾、その進展は顕著であることが確認できる。

教育パートナーシップの目的として設定されているのは、「経済学ならびに経営的思考・行動の強化」、「MINT⁽²³⁾領域における教育提供の強化」、「訓練・学修・職業選択の支援」、「訓練・学修・職業への学校からの移行支援」、「生徒の訓練の成熟度ならびに訓練・学修能力の向上」、「持続可能なネットワークの構築と維持」の6点である⁽²⁴⁾。本研究が焦点を当てる職業・進学オリエンテーションとしての側面を多く持つが、これに留まらず経済教育やMINT教育への寄与も期待されている。また、「学修の選択」がその一部を構成しているように、ギムナジウムの明確な位置付けがみてとれる。無論、資格社会を前提とした職業選択としての意味をも含んだ大学での学修分野の選択であろう⁽²⁵⁾が、ハウプトシューレやリアルシューレと比較してデュアルシステムへの移行割合が少なく、上級段階への進学が一般的であるギムナジウムに通う生徒に対しても特有のニーズを踏まえた上で推進が目指されており、中等教育段階全体を包含する方向性を有している。

具体的な教育パートナーシップの実施要件としては、以下の点が設定されている⁽²⁶⁾。列挙すれば、「一般中等教育機関であること。／BW州の企業または機関であること。」、「協力が長期的なものであること。」、「協力が、書面 (契約、プロトコル、年間計画) に基づいていること。」、「学校と企業の両当事者のコーディネーターがいること。」、「パートナーシップが学校と企業において可能な限り広く定着していること。」、「教育計画は学校の種類に応じて考慮され、区別されること。」、「相互に定期的な交流が行われること。」、「プロジェクトは、内部・外部の双方で (広報、情報イベントなどを通じて) 透明性がありわかりやすいものになっていること。」である。こうした要件のもとに、対象となる学校は1校につき1企業以上との教育パートナーシップの締結が目指されている⁽²⁷⁾。

教育パートナーシップ下における実践に関しては複数の例が挙げられている⁽²⁸⁾。例えば、企業を場所として活用するものとしては、企業見学や企業実習があり、後者に関しては期間が

1日～数週間と多様な形態をとる。そのほかにも、企業実習への参加の際に必要な手続きに関する「アプリケーショントレーニング」や各種講義を企業の専門家が実施するなど、各学校のニーズに沿って実施することとなっている。

(2) 商工会議所を媒介組織とした学校と企業の連携体制

ここまで整理した実施要件を基礎的な枠組みとして推進が図られる教育パートナーシップであるが、BW州の実践に基づいて商工会議所の役割と連携体制の特徴を考察すべく、当該機関の関与に着目しながら、先に提示した分析枠組みのもとと各項目の分析を試みる。

①「公式化」

①-a. 「同意の公式化」

先述の通り、2012年の「BW州における学校と企業の教育パートナーシップのさらなる拡充に関する合意」という行政機関を含めた合意のもとで、商工会議所もその協力機関の一つとして、州レベルで教育パートナーシップの締結の推進が目指されている。こうした観点からは、実践の方向性や目的の明示によってBW州の媒介組織を活用した連携体制の基礎を得ているといえる。

また、この合意を背景として商工会議所は教育パートナーシップに関するリーフレットを刊行し、その締結を広く周知するためのメディアとして活用している。つまりは、複数の地域諸機関という一般的な枠組みに基づいて、商工会議所を媒介組織とした体制のあり方という具体的な方策の提示がなされており、当該機関の教育パートナーシップに対する役割の基礎はこの点にあらわれている。

①-b. 「構造的公式化」

商工会議所が関与する教育パートナーシップに関しては、リーフレットにおいて図1に示すような締結プロセスのモデル化がなされている。

具体的な進行について以下で整理する⁽²⁹⁾。まず商工会議所の媒介による教育パートナーシップに関心のある学校または企業がその意思

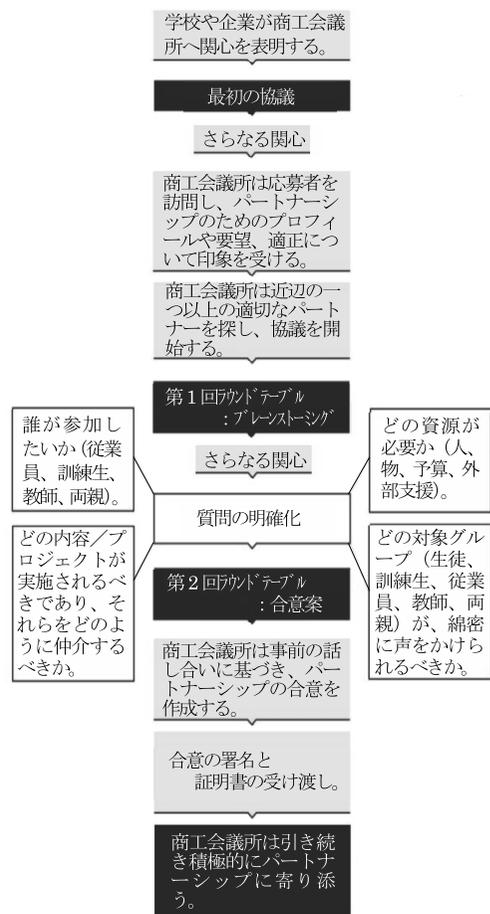


図1 「教育パートナーシップ締結プロセスモデル」

(出典：Audick et al. (2019) より筆者訳出。)

を商工会議所に示すと、商工会議所は学校あるいは企業の応募者との協議を設け、その時点での要望を汲み取るとともに、教育パートナーシップの締結に際しての応募者の印象を受ける。そこで明らかとなった、応募者からの要望に応えることができる可能性を持つパートナー(学校からの応募であれば企業、企業からの応募であれば学校)を探し、両者のコンタクトを図るが、この際、特定の企業や学校種の希望があればその点も考慮されることとなる。コンタクトの場においては、実施したいプログラムやその対象、さらには必要な資源(人材、物、予算等)のニーズについて、協議を通じてより明確化する。この代表者の協議を経て、商工会議

所が作成する合意のもとに、教育パートナーシップが締結されることとなる。教育パートナーシップの維持や活動の実施においては、学校と企業の双方に代表者を設けることが必須となっており、教育パートナーシップ締結後も、その代表者による会議が実施され、それまでの反省を行い発展に努めることとなっている。

以上のように、学校や企業のニーズの汲み取りや締結に至るまでの調整といった商工会議所の役割とプロセスがモデルの中で示されており、さらにはそこに関与する学校と企業の位置づけが明確化されている。2019年のリーフレット刷新に際してもそれ以前に提示されたモデルとの間に変更が生じなかった点からは、問題なく活用されていることが読み取れる。また、商工会議所から公式にモデルが公表されることで、各商工会議所は役割の容易な把握が可能となり、とりわけ教育パートナーシップの導入段階において、学校や企業に対しても明瞭な参加方法を提示することができている。さらに、こうしたモデルの提示によるノウハウの蓄積によって、商工会議所の連携担当者の交代が生じた場合にも汎用性をもって実施できるため、特定の人物による独自の実践に留まることなく、継続的に連携体制を保つことが可能といえよう。

②「強度」

②-a.「関係資源の総計」

「関係資源の総計」に関しては、②「強度」として組織論の文脈で位置付けられており、その量的な充実によって連携体制の安定につながっている。まず、教育パートナーシップの締結に対する商工会議所の関与の割合の高さは先述した通りであるが、その下で実施される活動が多岐に及んでいることが報告されているように⁽³⁰⁾、各学校・企業のニーズに応えることが可能な「機会」の確保を実現させている。2019年の調査時において、教育パートナーシップを有するギムナジウムのA教諭は、パートナーシップ下において実施される活動に関して生徒全員が参加するものであると指摘しており、ここから生徒という「ヒト」の関与も充実

していることが読み取れる。このように、教育パートナーシップを締結した企業側の需要に対して、学校側の十分な供給が実現している。

また、企業に関する量的な側面に着目すれば、BW州の商工会議所は約8万社の企業データベースを保有しており⁽³¹⁾、十分なパートナー候補が存在している。媒介組織という位置づけではあるが、商工会議所は、こうした企業との密接な関係性を前提にできるという特徴を持つ。

②-b.「交流の頻度」

②-b.「交流の頻度」に関しても同様に、②「強度」を構築する視点である。商工会議所に関しては、図1でも示した通り、基本的には1年ごとに学校と企業の代表者の間で実施される会議があり、相互の認識の共有や1年間の活動の評価を図り、さらなる発展に努めている。こうした会議の場においては商工会議所という媒介組織の担当者も含まれることから、連携体制に関与する各主体の担当者が参加することによって、学校・企業間に留まらない連携体制全体の認識の共有に貢献している。聞き取り調査においても、A教諭はこの会議が教育パートナーシップの継続に関わる要因であると発言をしている⁽³²⁾ことから、その重要性が読み取れる。一方で、年に一度の商工会議所を介した会議のほかにも、同じくA教諭が教育パートナーである企業に関して「私はもっと頻繁にそこで責任ある人々と連絡を取り合っている。それほど正式な方法ではないかもしれないが、何かが必要な場合は問題を解決しようとする。」と述べるように、個別でのコンタクトが存在する場合もある。

③「互酬性」

教育パートナーシップにおいて互酬性が重視されていることは、企業、学校、生徒の三者の利益の成立を示す、WIN-WIN-WINと呼称されるシチュエーションへの言及から読み取ることが可能である。

教育パートナーシップに関する商工会議所の報告書⁽³³⁾の記述を中心に、それぞれ整理する。まず、企業にとっての利益である。企業は長期

的な人材開発を追求しているため、学校と連携することは、若年者に対する早期の投資であるとともに、活動を通じて企業に対する意識を高めることを意味する。特に、大規模な人事部門を持たない中小企業は、対象を焦点化して必要な人材の確保を実現することができる点で利益を有する⁽³⁴⁾。筆者の実施した聞き取り調査においても、商工会議所の教育パートナーシップ担当のB氏からは、企業は「将来に人材を確保するための投資」として認識していることが指摘された。

次いで学校にとっては、継続的な教育パートナーシップが、具体的で実用的な内容を通して、経済的及び技術的あるいは社会的内容の理解を促進する機会となる⁽³⁵⁾。そうした結果としての適切な職業訓練のための雇用関係を持つ卒業者の増加は、学校にとって良い「ラベル」となり、学校選択に影響を与えることとなる⁽³⁶⁾。さらに、学校教育と経済は密接な結びつきがあることから、企業との長期的な連携に基づく両者が協力した実践によって、質の高い教育活動が実施可能となる⁽³⁷⁾。

また、BW州では、ギムナジウムにおいても企業実習の実施が要求される⁽³⁸⁾。聞き取り調査を行ったギムナジウムにおいては、A教諭が学校側のニーズの具体的事例の一つとして、中等教育段階における企業実習の準備にあたる「アプリケーショントレーニング」を挙げたように、職業選択が喫緊の課題ではなくとも、そのニーズが存在する。さらに、実施初年度から調査時の2019年までの変化として、B氏は、教育パートナーシップ開始から数年後に、「それは良い取り組みであると認識され、学校は当該実践に対して開放的になっていった」ことを指摘している。つまりは、当初、商工会議所が関与する教育パートナーシップに対しての学校側の期待は必ずしも大きいものであるとはいえなかったが、その効果が実証されるにつれて認識が改まり、締結率の上昇へつながったのである。そうした変化には、当初教育パートナーシップによって充足されることが期待されていなかったものの、学校側が従来的に保持してい

た企業との連携に関するニーズの存在が示唆されている。

最後に生徒にとっては、提供される機会を得ることができる点で利益がある。生徒は、多様な職業を探索するために、早い段階で体系的かつ十分に準備された幅広い職業生活を知ることが可能となり、学校が理論的に教授するものに対して、企業が現実的な条件下で実際の経験として提供する点は大きな利益となる⁽³⁹⁾。つまり生徒は、職業世界で初歩的な経験を早期に得ることができ、職業への志向をさらに高めるのに役立つ最初の機会として位置づけることができる。さらに、こうした初期の実践的な経験等を踏まえて、彼らはその後の職業上のキャリア形成に積極的に取り組むことが期待される⁽⁴⁰⁾。故に、早期から自己のキャリア形成に責任も持つことが促され、それに伴って職業生活への移行の円滑化と、課題への対処を実現することが容易となり、ひいては現実的な事前情報の不足によるドロップアウトの可能性が大幅に減少することも利益の一部となる⁽⁴¹⁾。

加えて、学校と企業のみならず、媒介組織として位置付けた商工会議所の性格から当該機関の利益に関して論じ、互酬関係に当該機関を位置づけることで連携体制を特徴づける。ここまでの分析から析出した通り、学校と企業の間には互酬関係が成立していることを指摘した。加えて、媒介組織に着目すれば、先述の通り商工会議所は機関そのものの役割として商工業界への利益の確保を目指しているが、その実現に対する一手段として教育への関与を位置づけていると捉えることができる。商工会議所内で担当ポストを設け⁽⁴²⁾、本来業務の一部として教育へ関与することの重要性を認識している点が、ここまで論じた媒介組織を活用した学校・企業間連携体制の構築の要因の一つとなっている。

(3) 各分析要素の関係性に関する検討

ここまで、商工会議所を媒介組織とした教育パートナーシップを対象とし、学校と企業の連携体制に関わる要因を析出したが、その結果から考察できる各要素の関係性を整理すると図2のように示すことができる。

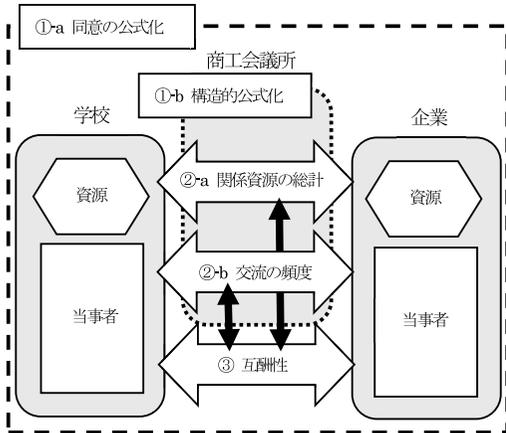


図2 「教育パートナーシップの分析要素の関係性」
(出典：筆者作成。)

まず、①「公式化」の下位項目である①-a「合意の公式化」と①-b「構造的公式化」が、学校と企業の合意に基づいて締結される教育パートナーシップが継続的に実施されるための基礎として据えられたことはここまで指摘した通りである。特にこの①-b「構造的公式化」に関しては、本研究が前提としたギムナジウムを含む中等教育段階全体という射程に対しての貢献が大きい。教育パートナーシップの締結プロセスとしては、学校あるいは企業が教育パートナーシップに対する関心を表明し、それに基づき商工会議所の担当者を介した協議のもとに方向性が調整され、合意の締結に至るというものであった。例えば、ギムナジウムという学校種においては、他の学校種と比較して職業選択を喫緊の課題としない場合も多く、この点は企業にとって即時的な人材の確保につながるものではない。一方で、教育パートナーシップの締結率の上昇からは、ギムナジウムとの連携を求め、実践に関与する生徒に対して一定の期待を有する企業の存在が認められる。学校と企業の双方の意思の綿密な確認のもとに合意に至るような連携体制及び締結プロセスを有していることは、学校種あるいは学校ごとのニーズと、企業側の実態、ひいては求める人材に応じたニーズの双方を補完できる点で、学校種を問わず教育パートナーシップが効果的に機能している要

因の一つとして示すことができる。

こうした要因を連携体制の基礎として、②「強度」の下位項目である②-a「関係資源の総計」と②-b「交流の頻度」及び、③「互酬性」が成立しているといえる。加えて、②「強度」に関し、実践における具体的要素として示される「ヒト」や「場所」、あるいは会議といった要素が充実することで、③「互酬性」という学校・企業間での互酬関係が成立している。さらにはB氏が指摘した学校側の認識の肯定的な変化によって教育パートナーシップの締結率が上昇したことを踏まえれば、互酬関係の成立が②「強度」における量的な側面の促進へと影響を与えている。このように①「公式化」を基礎として、②「強度」と③「互酬性」が連携体制に位置づいており、さらには②「強度」と③「互酬性」が相互に影響することで、州全体での教育パートナーシップが実現している。

4. 結論

ドイツ連邦BW州においては、教育パートナーシップの締結の推進が目指された中で、商工会議所が大きく貢献した実態があった。現在までその締結率は上昇しており、ほぼすべての学校において締結が実現しているが、そうした実施拡大と継続を実現した連携体制の背景には、州独自の合意を締結することで一定の効力を与え、その方向性を明示したことで、広く活用可能な教育パートナーシップ締結モデルが構築されていたことがあるといえる。当該モデルの内実としては、商工会議所の役割が示されたことでノウハウの有無に関わらず実施可能な体制が生まれ、さらには学校、企業の双方に対しても容易に関与でき、個別のニーズに対応可能なシステムであることで学校種を問わず推進可能な体制が築かれていた。そうした基礎の下に「ヒト」や「機会」が確保され、連携主体間において定期的な交流を行うことで連携体制の強度が担保されている。加えて、ドイツの職業訓練制度を背景とするのみならず、大学卒業後の長期的な展望に基づいた企業側の連携への期待が存在することで学校側との互酬関係が成立し

ており、ギムナジウムという学校種に対しても即時的なデュアルシステムへの移行に影響されず、効果的に機能し得る連携体制を有していた。また、商工会議所自身の本来業務の一部として媒介的役割を果たしているなど、複数の要因に基づくことで、BW州の教育パートナーシップにおける学校と企業の媒介組織として商工会議所が位置づいた連携体制が実現している実態があった。

以上のように、BW州では職業・進学オリエンテーションをはじめとした中等教育段階の生徒に対するキャリア移行支援の実施に際し、教育パートナーシップを活用しており、それに対して商工会議所が媒介組織としての役割を果たしている実態と、当該機関を含む学校と企業の連携体制の特徴が明示された。実際にBW州の事例が2008年の合意以降、その実施規模を拡大しながら現在に至っている点は、連邦全域において商工会議所が媒介組織として役割を果たす教育パートナーシップの拡充に向けた一つの方向性を示す結論であり、対象となる学校種も問わない点で特徴的である。また、教育パートナーシップに関わる連携体制の特徴でもあった、①「公式化」としての「合意の形成」と関連アクターを包含した「連携体制のモデル化」を基礎とした実践の推進は、商工会議所に限らず、学校と企業の媒介組織として機能し得る機関に対しての一役割モデルとして示唆的である。

最後に、日本のキャリア移行支援に際しての商工会議所の関与について、本研究から示唆を得たい。各地商工会議所に関しては、日本商工会議所としての指針の下、多数がキャリア移行支援に関する活動を行っている⁽⁴³⁾ものの、その多くは商工会議所そのもの場所としての活用であり、媒介組織として機能する事例は数少ない。加えて、日本商工会議所は好事例の普及を目指しているが、事例の紹介に留まる程度であり、汎用的に実施可能なモデルの提示がなされていない状況に対して、本研究がBW州の事例か

ら明らかにした商工会議所の役割のモデル化や、それを踏まえた学校種を問わず推進可能な体制の構築は、日本国内における学校固有のニーズへの応答を実現し得る点で示唆的であり、今後の推進に重要な要素として位置づくといえるだろう。また、日独の商工会議所の特質や位置づけに差異は存在するものの、商工業界に対しての利益を追求するという共通のスタンスを踏まえれば、日本においても、WIN-WIN-WINと表現される学校、企業、生徒の利益はもちろん、そこに4つ目のWINとしての商工会議所の利益を位置づけ、学校と企業の媒介機能を果たすという認識を持つことが、各当事者にとっての利益を増幅させる可能性を持つといえる。

一方で、本研究は連携体制に主眼を置いたため、職業・進学オリエンテーションの各実践の内実にはまでは踏み込めていない。学校種ごとの相違点に関しても同様であり、こうしたミクロな視点での分析が今後の課題となる。

注

- (1) ドイツ商工会議所の傘下として、各地に59の商工会議所が存在しており、そのうちBW州では、12の商工会議所が設置されている。当該機関は商工業界の利益のために活動を行う。
- (2) 「学校でのキャリア教育に関する勧告 Empfehlung zur Beruflichen Orientierung an Schulen」(2017)を参照すれば、Studienorientierung(進学オリエンテーション)はBeruflich orientierung(職業オリエンテーション)の特別な様式として、前者を後者の中に包含するかたちで言及している。KMKに関する文書も含め、Beruflich orientierung(職業オリエンテーション)と呼称される場合もあり、Berufsorientierungについても、Beruflich orientierungとして将来的には名称を統一する方針が指摘されているが、本研究においてはBW州で用いられるBerufs- und Studienorientierung(職業・進学オリエンテーション)で統一する。
- (3) „Berufsorientierung.“ <https://www.bibb.de/de/680.php> (検索日 2021年10月23日)

- (4) KMK (2019) *Dokumentation zur Beruflichen Orientierung an allgemein-bildenden Schulen (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 07.12.2017 i.d.F. vom 13.06.2019)*.
https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/veroeffentlichungen_beschluesse/2017/2017_12_07-Dokumentation-Berufliche-Orientierung-an-Schulen.pdf (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (5) Audick, C., Bartke, E., Leuchtman, S., Neumeier, T., Weise, T., & Zimmel, L. (2019) *Bildungspartnerschaften - Ein Leitfaden für Schulen und Unternehmen*, Deutscher Industrie- und Handelskammertag, S.5.
<https://www.stuttgart.ihk24.de/blueprint/servlet/resource/blob/1649868/b4a2d4bf2925562ccbed59bf027f40c5/leitfaden-bildungspartnerschaften-data.pdf> (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (6) 文部省 (Ministerium für Kultus, Jugend und Sport) は, 2008 年に教育パートナーシップの締結の推進の方針を定めた「BW 州における学校と企業の教育パートナーシップの拡充に関する合意」に署名しており, 当初より協力機関であった。また手工業会議所 (Handwerkskammer) も商工会議所と同様に, 教育パートナーシップの方針やそのもとの実施例を挙げている。そのほかにも, BW 州雇用協会連盟 (Landesvereinigung Baden - Württembergischer Arbeitgeber-verbände) も協力機関の一つである。2019 年に公表された「BW 州における学校と企業との 10 年間の教育パートナーシップー新たな衝撃 (10 Jahre Bildungspartner-schaften zwischen Schule und Unternehmen in Baden-Württemberg - neue Impulse)」を参照すれば, 現在その協力機関は多岐に及ぶ。
- (7) Audick, C. (2012) *Bildungspartnerschaften zwischen Schulen und Unternehmen - Eine erfolgreiche Initiative kooperativer Vernetzung in Baden-Württemberg. In Richter, U (Ed.) Kooperation zwischen Schulen und Unternehmen - Verbesserung der schulischen Vorbereitung auf die Übergänge in die Ausbildung, Deutsches Jugendinstitut, S.45.*
https://www.dji.de/fileadmin/user_upload/bibs/808_14773_Regionales_Uebergangsmanagement_und_Kooperationen_zwischen_den_Schulen_und_der_Wirtschaft.pdf (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (8) „DIHK-Leitfaden „Bildungspartnerschaften““
<https://www.dihk.de/de/themen-und-positionen/fachkraefte/schule-und-hochschule/schule/dihk-leitfaden-bildungspartnerschaften--13722> (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (9) 一般に, 基礎学校 (Grundschule) 修了後に進学することとなる, ハウプトシューレ, レアルシューレ, ギムナジウム, 総合学校等の中等教育段階の学校の総称である。
- (10) Stabbert, R. & Schröder, R. (2015) *Veränderungen des Gymnasiums und deren Bedeutung für die Berufs- und Studienorientierung, Zeitschrift für ökonomische Bildung, 3, S.44.* http://www.zfoeb.de/2015_3/stabbert_schroeder.pdf (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (11) Barth, A., Dombrowsky, M., Elsäßer, N., Engel, R., Ewinger, F., Kaiser, R., Kukowski-Schulert, M., Metzger, K. & Tauchmann, G. (2016) *Berufs- und Studienorientierung in der Kursstufe der allgemein bildenden Gymnasien.* Ministerium für Kultus, Jugend und Sport Baden-Württemberg in Zusammenarbeit mit dem Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst Baden-Württemberg, dem Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg und der Regionaldirektion Baden-Württemberg der Bundesagentur für Arbeit.
- (12) 商工会議所は全国に 515 設置されており, 日本商工会議所が 2018 年に実施した「教育支援・協力活動に関するアンケート調査」によれば, 回答があった 386 商工会議所のうち 7 割を超える 286 商工会議所で教育に関する活動を実施している。(日本商工会議所 (2019) 「商工会議所キャリア教育活動白書 Vol.4」, p.4)
- (13) Audick, C. (2012) S.38-46
- (14) Baden-Württembergischer Industrie- und Handelskammertag, Baden-Württembergischer

- Handwerkstag, Landesvereinigung Baden-Württembergischer Arbeitgeberverbände, & Zentrum für Schulqualität und Lehrerbildung Baden-Württemberg (2019) *Innovative Ideen zur Initiierung und Weiterentwicklung von Bildungspartnerschaften, Ergebnisse des landsweiten Fachtags Bildungspartnerschaften vom 29. Mai 2019, Veröffentlicht im Rahmen des Spitzengesprächs zur Ausbildungs-situation am 11. November 2019.* https://wm.baden-wuerttemberg.de/fileadmin/redaktion/m-wm/intern/Dateien_Downloads/Arbeit/Berufliche_Bildung/191111_Ideensteckbriefe_Fachtag_Bildungspartnerschaften.pdf (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (15) Horvat, R., Meßmer, S., & Pfaundler, J. (2020) Fachkräftegewinnung mit den Firmentagen, *Innovative Wirtschaftsförderungen in Deutschland*, S.247-257.
- (16) 調査期間は 2019 年 9 月 30 日から同年 10 月 10 日までの計 11 日間である。その中で、教育パートナーシップの実態に関して、筆者は半構造化面接の手法を用いた英語での聞き取り調査を実施した。本研究で参照するのは、2019 年 10 月 2 日にギムナジウムの教諭である A 教諭に対して、同教諭所属の X 校で実施した調査と、同年 10 月 8 日には、シュツットガルト商工会議所の教育パートナーシップ担当の B 氏に対して、同商工会議所で実施した調査である。
- (17) 山倉健嗣 (1993) 『組織間関係—企業間のネットワークの変革に向けて』有斐閣, p.167
- (18) Aldrich, E. H. (2008) *Organizations and Environments*. Stanford Business Books, pp.273-278
- (19) Wiedenmann, M. (2015) *Leitfaden Bildungspartnerschaften*. Industrie- und Handelskammer Bodensee-Oberschwaben. <http://docplayer.org/28579793-Leitfadenbildungspartnerschaften.html> (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (20) MINT (数学・情報・自然科学・技術：Mathematik, Informatik, Naturwissenschaften und Technik) の重視等、最新の教育動向に準じた変更がある。
- (21) Audick, C. (2012) S.38
- (22) Baden-Württembergischer Industrie- und Handelskammertag et al. (2019) S.2
- (23) (20) を参照。
- (24) „Vereinbarung über die Weiterentwicklung von Bildungspartnerschaften zwischen Schulen und Unternehmen in Baden-Württemberg“ <https://www.stuttgart.ihk24.de/blueprint/servlet/resource/blob/682002/e9ea2fdd5b21ee5d7da7aa032fbb5bd2/bildungspartnerschaften-vereinbarung-2012-data.pdf> (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (25) BW 州では、総合大学・専門大学のほかにも、2009 年 3 月 1 日以降、バールフスアカデミー制度を前身とするデュアル大学 (duale Hochschule) も存在する。(岩井清治 (2012)「ドイツにおける高学歴化と大学のキャリア教育化：専門大学・バールフスアカデミー制度・デュアル大学の発展」『桜美林経営研究』, 第 2 巻, pp.1-14)
- (26) Audick, C. (2012) S.39-40
- (27) Audick, C. et al. (2019) S.7
- (28) 同上, S.12-13
- (29) 同上, S.11
- (30) 同上, S.12-13
- (31) „Firmendatenbank des Baden-Württembergischen Industrie- und Handelskammertages.“ <https://www.bw-firmen.ihk.de/sites/fitbw/welcome.aspx> (検索日 2021 年 10 月 23 日)
- (32) 2019 年 10 月 8 日の調査。
- (33) Wiedenmann, M. (2015)
- (34) 同上, S.13-14
- (35) 同上
- (36) 同上, S.12-13
- (37) 同上
- (38) „Verwaltungsvorschrift des Kultusministeriums über die berufliche Orientierung an weiterführenden allgemein bildenden und beruflichen Schulen (VwV Berufliche Orientierung) Vom 3. August 2017“ http://bo-bw.de/site/pbs-bw-km-root/get/documents_E-905785017/KULTUS.Dachmandant/KULTUS/KM-Homepage/BO-BW/Anlagen%20VwV%20BO/03_08_2017__VVBW-VVBW000026554-

Gesamtvorschrift.pdf(検索日 2021 年 10 月 23 日)

- (39) Wiedenmann, M. (2015) S.14-15
- (40) 同上
- (41) 同上
- (42) 調査時点において、B氏は教育パートナーシップに関して当該商工会議所に6名の担当者がいることを発言していた。
- (43) 日本商工会議所 (2019) p.4
- (44) 同上

〈付記〉

本研究は、日本キャリア教育学会「40周年記念若手研究助成(2019年度)」による研究成果の一部である。

Involvement of the Chambers of Commerce and Industry in Career Transition Support for the Students in Secondary Schools in Germany: Focusing on the Educational Partnership in Baden-Württemberg

Syunsuke FUJITA

The purpose of this paper is to clarify the roles of the Chambers of Commerce and Industry (CCI) as an intermediary organization for schools and companies in providing career transition support for students, and the characteristics of a cooperative system for continuous implementation, focusing on the educational partnership in Baden-Württemberg (BW), Germany. To achieve this goal, the author used a framework composed of the following 3 elements: formalization, intensity and reciprocity.

In Germany, CCI has contributed to a dual system and vocational education. In BW, companies pointed out a supply shortage of human resources for the industrial world, and the lack of basic abilities, skills and the actual understanding of professional careers among youth. For these reasons, an agreement to promote the educational partnership which enhances cooperation between schools and companies was reached in 2008. After this agreement, the signing rate has exceeded 75%, of which more than 70% was mediated by the CCI.

As a feature of the cooperative system, an agreement to give public effect has been established, and a role model has been constructed to universally implement this attempt. Under these foundations, the system has secured not only an adequate number of “people” and “opportunities”, but has also secured a relationship of reciprocity between the schools and companies. Furthermore, it is important that the CCI has recognized its intermediary function as one of its essential responsibilities in order to maintain cooperation.

These results are suggestive of the current situation in Japan. Although the CCI in Japan has engaged in career education, its intermediary roles are not sufficient. To improve these conditions, it is necessary to build an adequate foundation for cooperation between schools and companies and maintain a relationship of reciprocity including the CCI, similar to the educational partnership in BW.